

## ⑮ 建物明渡し・立退き請求事件

### 【家賃滞納を理由とする場合】

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
滞納家賃の回収を伴うとき	10万円	10万円+回収額の15% ただし、上限30万円	示談交渉・調停・訴訟・強制執行のすべての手続きを含みます。
上記以外	10万円	10万円	

### 【家賃滞納以外の理由による場合】

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
訴訟事件	①の額 ただし、上限30万円	①の額 ただし、上限30万円	強制執行手続きを行う場合は、着手金に5万円を加算します。
調停事件・ADR事件	②の額 ただし、上限20万円	②の額 ただし、上限20万円	
示談交渉事件	③の額 ただし、上限15万円	③の額 ただし、上限15万円	